

## 富津市告示第38号

### 富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、富津市耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する計画をいう。次条第4号において同じ。）に基づき、地震の発生時において道路等に面する危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、その除却工事にかかる費用の一部を補助することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号。第15条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内にあるれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀及び一体となる基礎をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 緊急輸送道路及び通学路に面し、道路面からの高さ（擁壁等がある場合は、その高さを含む。）が1.2メートルを超えるブロック塀等のうち、傾き、亀裂、破損、ぐらつきその他の地震の発生時における倒壊のおそれがあるものであって、第6条第1項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。
- (3) 除却工事 危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事であって、道路面からの高さを0.6メートル以下にすることをいう。
- (4) 緊急輸送道路 千葉県及び富津市が地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）で定める緊急輸送道路であって、富津市耐震改修促進計画で定めるものをいう。
- (5) 通学路 富津市教育委員会に通学路として指定された道路の区間をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、危険ブロック塀等を所有している個人であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、前号に規定する者及びその世帯に属する者が市税等（市県民税、森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。第7条第3号において同じ。）を完納していること。
- (3) 当該危険ブロック塀等が設置されている同一の敷地において、過去にこの告示による補助金を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者が行う危険ブロック塀等の除却工事とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、危険ブロック塀等の除却工事にかかる費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は除却工事を行う危険ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額のうち、いずれか少ない額とし、10万円を限度とする。

(事前調査)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の交付申請をする前に富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、危険ブロック塀等に該当するか否かの確認を受けなければならない。

- (1) 案内図（調査の場所が分かる地図等）
- (2) 配置図（調査対象となるブロック塀等の敷地に対する配置が分かる図面）
- (3) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付事前調査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に係る契約を締結する前に、富津市危険ブロック塀

等除却事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の計画図
- (2) 除却工事の見積書
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (4) 誓約書（別記第4号様式）
- (5) 委任状（申請手続を施工業者等に委任する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、12月末日までに行わなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付決定の通知を受ける前に契約の締結及び工事に着手してはならない。

（変更等の申請）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに富津市危険ブロック塀等除却事業補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に同項各号に掲げる書類のうち変更のあった書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等に係る申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 交付決定者は補助対象事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに富津市危険ブロック塀等除却事業補助金中止（廃止）届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する決定を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金実績報告書(別記第9号様式)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業の完了後の状況が分かる写真(カラーで全景及び詳細が分かるもの)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の書類審査に加え、必要に応じて危険ブロック塀等の現地調査をすることができる。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(別記第11号様式)により、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。